

議員発案第 3 号

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に対し、別紙「緊急事態基本法の早期制定を求める意見書」を提出するものとする。

平成23年12月20日 提出

提出者 三条市議会議員 西川重則

賛成者 三条市議会議員 久住久俊

同 三条市議会議員 杉井旬

同 三条市議会議員 野崎正志

緊急事態基本法の早期制定を求める意見書

3月11日に発生した東日本大震災は、当初想定外という言葉に代表されるように、未曾有の災害となり、国難というべき事態になった。

世界の多くの国々は、今回のような大規模自然災害時には非常事態宣言を発令し、政府主導のもとに震災救援と復興に対処している。我が国のように、平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると、私有物の撤去や土地の収用など初動態勢に手間取り、救援活動に様々な支障を来し、その結果、被害の拡大を招くことになる。

また、最近では北方領土問題や尖閣諸島周辺における中国船の不穏な動き、更には北朝鮮核ミサイル問題など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生している。

平成16年5月には、自由民主党、民主党、公明党の三党が緊急事態基本法の制定で合意し、成立を目指したが、今日まで制定されていない。

よって、国会におかれては、緊急事態基本法を早急に制定されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年12月20日

三条市議会議長 下村喜作

〔提出先〕

衆議院議長	参議院議長		
内閣総理大臣	総務大臣	法務大臣	防衛大臣
外務大臣	国土交通大臣	文部科学大臣	経済産業大臣
内閣官房長官	警察庁長官		